

政策 6 快適で暮らしやすいまち

施策 1



安全で快適な魅力あるまちをつくる

■ 前期基本計画での取組状況

令和4（2022）年3月に、本市のまちづくりに関する基本的な方針となる「熊谷市都市計画マスタープラン」及び「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具体化する「熊谷市立地適正化計画」を策定しました。

また、ラグビーワールドカップ2019™の開催を契機とした熊谷駅正面口駅前広場の改修とあわせ、周辺の交通動線の改善やデジタルサイネージ*の設置を含む公共施設のバリアフリー化を推進し、令和4（2022）年3月には、籠原駅周辺を新たに重点整備地区に位置付けた「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定しました。

さらに、令和2（2020）年3月に策定した「熊谷市自転車通行空間ネットワーク計画」により、熊谷駅周辺の自転車通行空間の整備を進め、令和4（2022）年3月には、市全域にネットワークを広げた「熊谷市自転車活用推進計画」を策定しました。

現状

中心市街地は、おおむね市街地開発が完了しており、熊谷駅正面口周辺は商業・業務施設による土地の高度利用がされていますが、南口周辺においては、その割合が低くなっています。

住環境としては、中心市街地でのマンション建設は堅調に推移している一方で、老朽化したマンションの建替えが進んでいません。

東部地域においては、ソシオ流通センター駅周辺での新たな産業用地の創出と熊谷流通センター地区を中心とした、産業拠点機能の充実を目指しています。

課題

人口減少に伴い生活利便施設の維持が困難になることや、高齢化の進行による交通弱者の増加が懸念されます。そのため、バリアフリー化や歩行者と自転車が安全に通行できる空間の整備による回遊性の向上とともに、持続可能な公共交通網の構築が求められます。

中心市街地は、今後、管理の行き届かないマンションや老朽化した戸建住宅等の空き家の増加が懸念されるため、商業地と住宅地の調和がとれた地区として、更なる生活利便性の向上が求められています。また、熊谷駅南口周辺においては、市民体育館及び荒川公園の再整備と一体となったにぎわいの創出が求められています。

市街化調整区域は、人口の急速な減少及び高齢化率の上昇が予想されており、地域コミュニティの維持と自然環境の保全が課題です。

*デジタルサイネージ

駅や店舗、施設、オフィスなどに、ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステム。電子看板のこと。



また、地球温暖化による気候変動や異常気象に伴い、災害の頻発化、激甚化が懸念されています。安心して暮らせる安全なまちの実現のためには、災害リスクを受け止め、被害を軽減するためのインフラの強化や防災体制の充実、被災対象を減少させるために災害リスクが低い地区への居住誘導が求められます。

基本方針

中心市街地は、都市機能の集積と居住の誘導を図るとともに、空き家の有効活用、快適で安全な歩行空間、自転車通行空間の整備を推進します。特に熊谷駅南口周辺は、民間による再開発事業を含めた地区の活性化を図ります。

地域拠点は、日常生活に身近な拠点として役割に応じた都市機能を誘導するとともに、中心市街地との公共交通ネットワークの構築により、「連携型の都市構造」を形成します。

地区の特性に合わせたまちづくりとして、地区計画の指定拡大などに努めるとともに現在施行中の土地区画整理事業について早期完成に向けて事業を推進します。

また、近年の災害激甚化を鑑み、居住や都市機能を災害リスクが低い地区へ緩やかに誘導するとともに、地区に応じた災害対策により、誰もが安全に暮らせるまちづくりを推進します。

令和3（2021）年度に整備された3D都市モデル等のオープンデータを活用し、暑さに負けない快適なまちづくりとポストコロナ時代のライフスタイルの提案を見据えたスマートシティの実現を目指します。

ユニバーサルデザインの見地から、ハード・ソフト両面の総合的なまちづくりを展開し、全市的なバリアフリー水準の向上を図ります。

また、自転車活用による「にぎわいと回遊性のあるまち」の実現を目指します。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 (基準値)	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	15.2%	32.0%	16.2% (令和4年8月)	50.0% (50.0%)
土地区画整理事業による土地利用開始面積	30.0ha	45.0ha	36.0ha (令和4年3月)	57.0ha (57.0ha)
中心市街地の歩行者・自転車通行量	21,332人	25,000人	11,375人 (令和4年10月)	25,000人 (25,000人)



施策の体系

安全で快適な魅力あるまちをつくる

- 1 魅力的な中心市街地を整備する
- 2 暮らしやすく、個性あるまちづくりを推進する
- 3 人にやさしいまちをつくる
- 4 土地区画整理事業を推進する
- 5 災害リスクに応じた安心安全な都市環境をつくる

単位施策1 魅力的な中心市街地を整備する

単位施策の概要

広域交通や都市機能の利便性を生かし、県北の拠点にふさわしい高次都市機能^{*}の誘導や、既存公共施設の複合化による機能の維持・充実を図ります。

さらに、ヒト・モノ等の集積や新技術、法制度等を活用した魅力の創出により、歩いて心地よいウォークアブルなにぎわい環境を目指します。

主な取組

- ・市街地開発事業の推進
- ・立地適正化計画による都市機能施設の整備及び誘導
- ・荒川公園周辺再整備に併せた熊谷駅南口周辺の活性化

単位施策2 暮らしやすく、個性あるまちづくりを推進する

単位施策の概要

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めるとともに、立地適正化計画に位置付けた都市機能や居住の誘導施策による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

また、各種都市計画制度の活用により、区域区分や用途地域の見直し、地区計画等による規制や市街地環境の改善を進めます。

自転車活用推進計画に基づき「誰もが健康で安全・快適に自転車を利用できる」まちづくりを推進します。

第一編 序
第二編 基本構想
第三編 後期基本計画
第一章 第三章 後期基本計画 各論
第二章 第三章
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
政策6
政策7
政策8
第四編 資料編

^{*}高次都市機能

日常生活の範囲を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る施設又は機能。



主な取組

- ・ 立地適正化計画による居住誘導の推進
- ・ 区域区分や用途地域等の見直し、地区計画等による規制・誘導
- ・ 自転車通行空間の整備
- ・ 3D都市モデルの整備・活用によるスマートシティの推進



〔JR熊谷駅周辺の3D都市モデル〕



〔自転車通行空間整備（市役所通線）〕

単位施策3 人にやさしいまちをつくる

単位施策の概要

全ての人暮らしやすいユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。

また、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺の生活関連施設等のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。

主な取組

- ・ バリアフリーのまちづくりの推進
- ・ 公共施設のバリアフリー化
- ・ 心のバリアフリーの普及・啓発



〔心のバリアフリー教室〕



単位施策4 土地区画整理事業を推進する

単位施策の概要

現在施行中の土地区画整理事業の早期完成を目指します。
また、土地区画整理事業予定地区については、合意形成等の準備を進め、事業化を目指します。

主な取組

- ・ 籠原中央第一地区、上石第一地区、上之地区の各土地区画整理事業の推進
- ・ ソシオ流通センター駅周辺地区土地区画整理事業の推進
- ・ 組合施行の土地区画整理事業の促進



〔土地区画整理事業（上之地区 熊谷谷郷線及び第2北大通線）〕



〔土地区画整理事業（籠原中央第一地区 籠原駅北口駅前広場）〕



単位施策5 災害リスクに応じた安心安全な都市環境をつくる

単位施策の概要

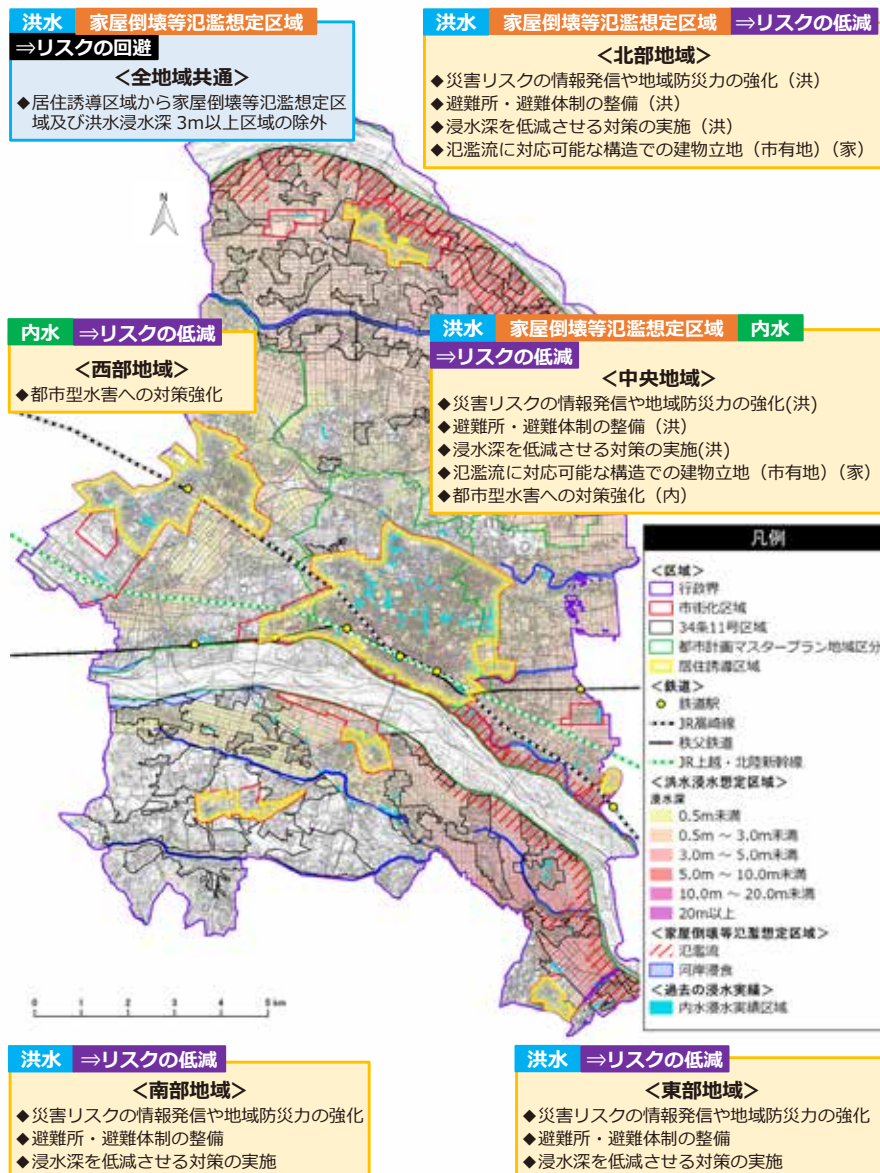
居住や都市機能を災害リスクが低い区域へ誘導し、誰もが安全に暮らせる住環境づくりを推進します。

誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、必要なハード及びソフト施策の推進により、都市の防災性の向上を図ります。

主な取組

- ・立地適正化計画の防災指針に基づく取組の推進
- ・計画的な土地利用規制・誘導の見直し
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

《災害リスクの低減・回避に必要な取組方針》



出典：熊谷市立地適正化計画（令和4年3月）

施策 2



熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる

前期基本計画での取組状況

平成25(2013)年度に策定した「聖天山周辺地区にふさわしい門前町景観まちづくりプラン」を踏まえ、地区内の歩道整備、電柱のカラー化等に取り組み、門前町の落ち着いた街並みを形成するための整備を行ってきました。

また、平成31(2019)年4月には市内の屋外広告物について、周辺環境と調和したデザインや色彩とし、適正な管理を進めるため、熊谷市屋外広告物条例を施行しました。

さらに、市民参加の事業として、「景観まちづくりワークショップ」や「景観写真展」のほか、教育機関との協働による景観まちづくり活動を実施しています。

現状

本市は、戦災復興土地区画整理事業等により形成された中心市街地の街並み、妻沼聖天山を中心とした門前町の面影を残す街並み、大里地区の田園風景、江南地区に残る里山など、貴重な景観資源を保全してきました。

景観条例に基づく届出審査を通じて、市民や事業者等への条例の周知啓発を図るとともに、聖天山周辺地区では、地域と協働して、門前町の風情を生かした景観まちづくりに取り組んでいます。

課題

市内各所で太陽光発電施設の設置が増加しており、山林が伐採されるなど、良好な景観が損なわれています。市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識するとともに、協働して、総合的・体系的に良好な景観形成の取組を進めていく必要があります。

「熊谷市景観計画」に位置付けられている景観誘導地区2地区のうち、妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区では各種活動が進んでいますが、熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区についても早急な取組の着手が必要です。

基本方針

熊谷を美しく快適で魅力ある都市とするために、市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格等、熊谷の特性を生かした景観形成に努めます。

施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値10年後)
熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	50.0%	53.0%	46.7% (令和4年8月)	55.0% (55.0%)



施策の体系

熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる

1 熊谷らしい都市景観をつくり、歴史、田園景観を守る

単位施策1 熊谷らしい都市景観をつくり、歴史、田園景観を守る

単位施策の概要

景観計画に基づき、市民・事業者・行政等の協働により、景観資源の発掘、保全及び創造に努め、景観形成を推進します。

また、景観を知る・体感する活動や、様々な媒体による情報発信を推進し、地域主体による景観形成を促進します。

主な取組

- ・熊谷市景観条例及び熊谷市屋外広告物条例の運用
- ・景観協働育成地区の指定
- ・くまがや景観写真展の開催



(景観まちづくりワークショップ)



(景観写真展)

第一編

第二編

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

第四編

資料編

▼政策6 快適で暮らしやすいまち

施策 3



機能的で安全な道路を整備する

前期基本計画での取組状況

生活道路の整備は、熊谷市道路事業評価システムによる評価を踏まえ、地域バランス等も勘案しながら、必要性、整備効果の高い路線から計画的に、道路改良、側溝整備及び舗装新設等を実施し、予定箇所について機能的で安全な道路の整備が完了しました。

特に通学路及び危険箇所となる狭隘道路等については、更なる整備が進むよう令和3（2021）年度に同システムの見直しを実施し、令和4（2022）年度から運用を始めました。

また、通学路における安全対策として、小学校半径約500mから1kmに範囲を拡張し、グリーンベルトの設置等を行う「通学路交通安全対策事業」を実施したほか、生活道路を区域指定し時速30km規制とする「ゾーン30整備事業」では、10地区の整備を完了しました。

幹線道路は、ラグビーワールドカップ2019™の会場アクセス強化のため、県が熊谷西環状線を、市は玉井東通線、第2北大通線等の整備を進め、全線開通となりました。

さらに、東武熊谷線跡地の道路整備も完成し、第2北大通線から県道葛和田新堀線までの通行が可能となり、地域間連携の強化や渋滞対策等が図れました。



〔ゾーン30〕

現状

地域の狭隘な生活道路は、地域のニーズや道路事業評価システムの事業評価の結果を踏まえながら、道路改良、側溝整備及び舗装新設等を進めているとともに、迅速で適切な道路補修を進めています。

通学路に対しては、児童・生徒の安全性を高めるため、埼玉県通学路整備計画等に基づき、通学路での交通安全対策の推進、歩道の整備を順次進めています。ゾーン30整備区域については、更に5地区を計画し整備を進めています。

幹線道路は、市内の混雑を緩和し地域拠点間のアクセス性を高める路線について計画的に整備を進めています。

中心市街地においては、更なる快適性の向上を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備や自転車通行環境の整備を進めています。



課題

生活道路は、火災や災害時の防災空間として緊急車両等の通行に支障のない幅員が確保できるよう、引き続き整備が必要です。

通学路の歩道整備は、幅員拡幅のための用地取得が必要となるので、事業の効果や実現性を考慮した計画に基づき整備する必要があります。

幹線道路は、地域拠点間のアクセス性を高める路線等、優先順位の高い路線の整備が求められています。

中心市街地の道路は、更なる快適性の向上を目指し、関係機関と連携しながら整備を進める必要があります。

基本方針

将来の維持管理コストの縮減を念頭に予防保全にも努め、計画的に安全・安心な生活道路を整備します。

通学路で歩道整備が困難な路線については、対応可能な対策を検討します。また、引き続きグリーンベルトの設置等を進めるなど安全確保を図ります。

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備し、広域の連携強化を図る道路網整備を推進します。

また、自転車通行環境整備、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境整備、景観整備の三位一体となった整備を行います。

施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値10年後)
生活道路満足度	42.9%	50.0%	43.5% (令和4年8月)	55.0% (55.0%)
幹線道路の整備延長	117km	122km	124km (令和4年3月)	127km (127km)

施策の体系

機能的で安全な道路を整備する

- 1 生活道路の整備を進める
- 2 通学路の交通安全対策を進める
- 3 幹線道路を計画的に整備する
- 4 中心市街地の道路環境整備を進める
- 5 高規格道路の整備を促進する
- 6 橋りょうの点検、修繕を計画的に進める



単位施策1 生活道路の整備を進める

単位施策の概要

市民生活の利便性向上及び防災空間の形成を図るとともに、安全で快適な生活道路の整備を行います。

主な取組

- ・道路改良や側溝整備の推進
- ・舗装新設や舗装打替の推進

単位施策2 通学路の交通安全対策を進める

単位施策の概要

通学路の安全確保のため、小学校周辺の半径約1km範囲の指定通学路について、重点的に対策を行います。また、半径1kmを超える小学校の通学路や中学校の通学路についても危険箇所での安全対策を進めます。

生活道路における車両の速度抑制対策として、従来のゾーン30にハンプ^{*}等の速度抑制対策を加えたゾーン30プラスの整備を促進します。

主な取組

- ・通学路における交通安全対策の実施
- ・ゾーン30プラスの整備

単位施策3 幹線道路を計画的に整備する

単位施策の概要

道路交通の円滑化と、地域拠点間の連携を強化するため、骨格となる幹線道路の整備を推進します。

また、国や県管理の幹線道路整備について国や県への働きかけにより整備を促進します。

主な取組

- ・市道の整備推進
籠原駅南口線、市道90007号線、（仮称）道の駅「くまがや」関連道路、年代八ッ口線等
- ・県道の整備促進
太田熊谷線、青山熊谷線、熊谷羽生線、（仮称）利根川新橋関連道路、熊谷館林線、弥藤吾行田線、（仮称）南部東西幹線等

^{*}ハンプ 交通安全対策のために道路の路面に設けた凸状の部分のことで、自動車が乗り上げることで減速させて歩行者、自転車の安全な通行を確保することを目的としている。



単位施策4 中心市街地の道路環境整備を進める

単位施策の概要

熊谷駅を中心とした中心市街地において、誰でも安全・快適に移動できる道路環境・交通体系を構築するとともに、生活関連施設や歴史・文化資源等を結ぶ自転車通行空間ネットワークを構築し、道路環境整備を推進します。

主な取組

- ・ユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備
- ・自転車通行空間の整備

単位施策5 高規格道路の整備を促進する

単位施策の概要

関東ブロック新広域道路交通計画において、高規格道路に指定されている熊谷渋川連絡道路の整備について国に働きかけ、整備を促進します。

主な取組

- ・熊谷渋川連絡道路の整備促進

単位施策6 橋りょうの点検、修繕を計画的に進める

単位施策の概要

トータルコストの縮減を踏まえた予防保全に積極的に努め、橋りょう及び横断歩道橋の延命措置を図りながら健全性を維持します。

また、道路法に基づく点検においては、積極的に先進技術を活用しコスト縮減を図ります。

主な取組

- ・点検業務における新技術の導入活用
- ・橋りょう修繕や横断歩道橋の点検と整備の推進



〔ドローンを活用した橋りょう点検実証実験〕



施策 4



利便性の高い公共交通を推進する

前期基本計画での取組状況

平成 28（2016）年 3 月に策定した熊谷市地域公共交通網形成計画に基づき、利便性の高い公共交通ネットワークの形成・維持を図るため、公共交通不便地域を含むルートに、市が運行するコミュニティバス（ゆうゆうバス：くまびあ号）を追加運行するとともに、深谷市、行田市及び小川町等と連携してバス事業者を支援して、既存の民間バス路線の運行継続を確保しました。

バス利用者の利便性向上として、バスロケーションシステム*によるリアルタイムでのバス運行情報の提供やコミュニティバス（ゆうゆうバス）の効果的な運行の検討に役立つ乗降者数カウントシステムを導入しました。

令和元（2019）年度のラグビーワールドカップ 2019™ では、国や県、警察等の関係機関と連携し、市街地と大会会場となる熊谷スポーツ文化公園ラグビー場を専用バスで送迎し効率的な観客輸送を実現しました。

誰もが利用しやすい公共交通を目指して、民間事業者によるノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー*の導入を支援し、普及を促進しました。

現状

J R 高崎線、上越・北陸新幹線及び秩父鉄道線が結節する熊谷駅と、J R 高崎線の主要な始発駅である籠原駅では、コミュニティバス（ゆうゆうバス）及び周辺市町をつなぐ路線バスが乗り入れ、通勤・通学のほか、買物等の市民生活や広域圏域での移動手段のネットワークが構築されています。

また、熊谷市全域を巡るコミュニティバス（ゆうゆうバス）及び路線バスのルート等を掲載したバスマップを、立正大学地球環境科学部と連携して作成し、利用者の利便性の向上に向けた取組を進めています。

課題

公共交通はコロナ禍の影響で利用者の減少が更に進んでおり、このことは事業者の運営を圧迫し、特に路線バスにおいては運行ルートの再編、見直し及び廃止などのサービス水準の低下へつながることが懸念されます。

また、コミュニティバス（ゆうゆうバス）の運行状況を踏まえ、効率的な運行ルート及びバス停位置の検討が必要であるとともに、現行の採算性と公共交通不便地域の移動手段の確保との両立が継続運行の課題となっています。

基本方針

地域住民のニーズに応えつつ効率的なコミュニティバス（ゆうゆうバス）の運行の最適化を引き続き検討するとともに、様々な移動手段による交通ネットワークを構築します。

*バスロケーションシステム バス利用者がスマートフォン等でバスの運行状況や到着見込み時間を確認できるシステムのこと。

*ユニバーサルデザインタクシー 誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。

- 第一編 序
- 第二編 基本構想
- 第三編 後期基本計画
 - 第一章 第三章 後期基本計画 各論
 - 第二章 政策 1
 - 政策 2
 - 政策 3
 - 政策 4
 - 政策 5
 - 政策 6
 - 政策 7
 - 政策 8
- 第四編 資料編



施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値10年後)
公共交通に満足している市民の割合	41.6%	50.0%	41.8% (令和4年8月)	55.0% (55.0%)

施策の体系

利便性の高い公共交通を推進する

- 1 持続可能で効率的な交通ネットワークを構築する
- 2 誰もが公共交通を利用しやすい環境を整備する

単位施策1 持続可能で効率的な交通ネットワークを構築する

単位施策の概要

公共交通機関との連携やまちづくりに係る取組の反映により、駅や公共施設と市内各地域をつなぎ、「コンパクト・アンド・ネットワーク」をより充実させるため、IoT等の情報通信技術を活用した効率的で利便性の高い交通ネットワークを構築し、引き続き公共交通不便地域での移動手段の確保に努めます。

また、交通手段の維持・確保に向け、地域住民や来訪者の移動ニーズに対応する取組を進めます。

主な取組

- ・コミュニティバス（ゆうゆうバス）運行情報等のオープンデータ化と運行の確保
- ・公共交通不便地域での移動手段の確保
- ・MaaS*（AIオンデマンド交通等次世代モビリティサービス）の研究
- ・公共交通利用の啓発活動や潜在需要を掘り起こす施策の研究

*MaaS

Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。



単位施策2 誰もが公共交通を利用しやすい環境を整備する

単位施策の概要

誰もが利用しやすい、安全で安心な公共交通を目指します。

主な取組

- ・ 運転免許証返納者への移動支援
- ・ バリアフリー化（ノンステップバス導入）の継続的な支援
- ・ 安全対策支援
- ・ コミュニティバス（ゆうゆうバス）の利用促進事業の推進

〔ゆうゆうバス〕



〔さくら号〕



〔グライダー号〕



〔グライダーワゴン〕



〔ムサシトミヨ号〕



序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

資料編

第四編



〔くまぴあ号〕



〔ひまわり号〕



なおざね
〔直実号〕



〔ほたる号〕



施策 5



親しみある魅力的な公園を創出する

前期基本計画での取組状況

都市公園は、土地区画整理事業の進捗に合わせ、新たに新堀第1公園を整備しました。また、公園施設のユニバーサルデザインの推進として、熊谷さくら運動公園のトイレを多目的トイレに改修したほか、別府沼公園等では、老朽化の進んだ遊具を更新しました。さらに、公園のボランティア美化活動として導入している公園サポーター制度は、自治会等多くの団体の理解により、協定締結数が増加しました。

現状

都市公園（緑地含む）は、市民の自然とのふれあいや、スポーツ・レクリエーション活動等、多様な活動の拠点となるとともに、良好な都市環境の提供や、災害時の一時避難場所としても重要な役割を担っています。

現在、市が管理する都市公園は143か所で、これに国・県営の都市公園3か所を加えると計146か所、総面積は約492haとなります。市民一人当たりの面積は約25㎡になり、都市公園法施行令により国が標準としている10㎡を大きく上回っており、多くの緑やオープンスペースを有する県内屈指の都市となっています。

また、規模の小さい子ども広場等264か所の管理も行っています。

課題

本市は県内屈指の公園面積を有する都市である一方で、多くの施設で老朽化が進んでいることから、計画的な修繕や改築等、適切な維持管理を行う必要があります。また、少子高齢化等による利用者層の変化やニーズの多様化に対応するため、既存の公園をリニューアルし、市民が安心して楽しめる空間の充実が課題となっています。

特に、中心市街地のにぎわいの場や地域間の交流・連携の拠点となる公園は、貴重なオープンスペースであり、地域の活性化につながる活用が望まれています。

さらに、身近な公園をより市民に親しんでもらうために、地域の若い世代も参加する公園サポーター活動による公園等の維持管理や緑化活動、その他防災に関する設備の充実も重要です。

しかし、公園サポーター制度は、高齢化等の理由により一部の自治会等から解除の相談も受けており、制度の維持が課題となっています。

基本方針

少子高齢化が進む中、身近な子どもの遊び、高齢者の健康運動、にぎわいの創出等の場として、都市公園ごとの特性に応じた魅力的な公園を整備するとともに、ユニバーサルデザイン化や防災機能を備えた公園の整備を推進します。

また、地元自治会等との協働による公園サポーター制度を推進します。

- 第一編 序
- 第二編 基本構想
- 第三編 後期基本計画
 - 第一章 第三章 後期基本計画 各論
 - 第二章 政策1
 - 政策2
 - 政策3
 - 政策4
 - 政策5
 - 政策6
 - 政策7
 - 政策8
- 第四編 資料編



施策の目標

成果指標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 (基準値)	後期めざそう値 (前期基本計画での めざそう値10年後)
公園に親しみを感じる市民の割合	-	50.0%	59.4% (令和4年8月)	65.0% (55.0%)
公園サポーター制度を導入している割合	74.3%	80.0%	75.1% (令和4年3月)	90.0% (90.0%)

施策の体系

親しみある魅力的な公園を創出する

- 1 特性を生かした魅力的な都市公園を創出する
- 2 誰もが利用しやすく、安心・安全な公園をつくる

単位施策1 特性を生かした魅力的な都市公園を創出する

単位施策の概要

公園・緑地の再整備を図り、魅力的な公園を創出します。

主な取組

- ・公園・緑地の再整備（荒川公園周辺再整備等）
- ・複合遊具更新事業の推進
- ・イベント開催等によるにぎわいの創出
- ・Park-PFI*等の導入の研究

単位施策2 誰もが利用しやすく、安心・安全な公園をつくる

単位施策の概要

市民の身近にある憩いの場所となっている公園については、地元自治会等との協働による維持管理や、適切な環境改善を推進します。

主な取組

- ・公園サポーター制度の推進（清掃、花いっぱい活動等）
- ・公園施設のユニバーサルデザイン化
- ・照明のLED化に伴う蓄電池照明の設置
- ・公園施設や樹木の適正な維持管理

* Park - PFI(公募施設管理制度) 都市公園において飲食店、売店等の収益施設の設置と当該施設の収益を活用して周辺の園路、広場等の整備を一体的に行う事業者を公募により選定する制度。

序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

資料編

第四編



〔中央公園〕



〔江南総合公園〕



〔桜リバーサイドパーク〕



〔熊谷さくら運動公園〕



〔妻沼運動公園〕



〔万平公園〕



〔別府沼公園〕



〔荒川緑地〕

第一編

序

第二編

基本構想

第三編

後期基本計画

第一章

第三章 後期基本計画 各論

第二章

第三章

政策1

▼政策6 快適で暮らしやすいまち

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

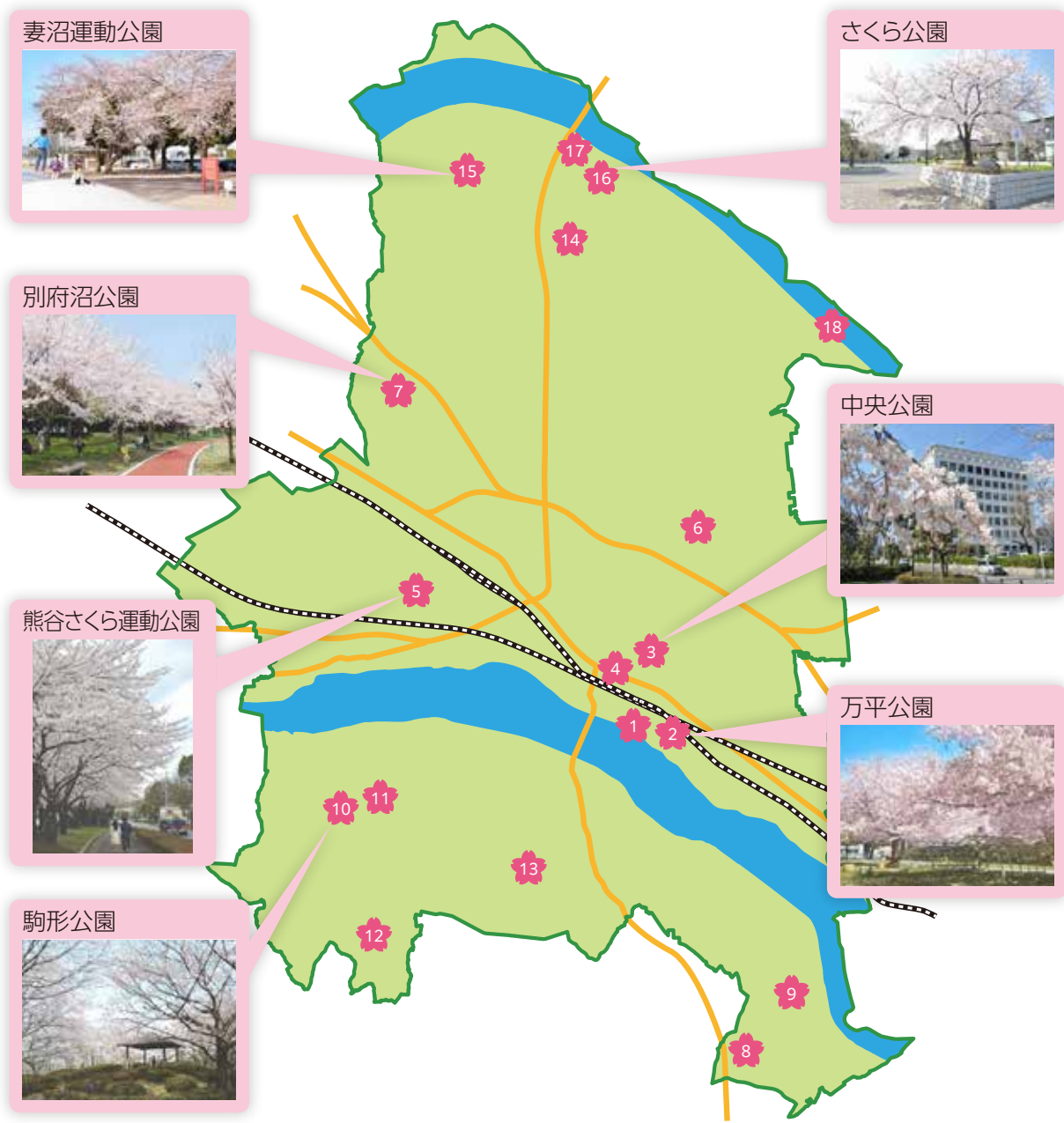
第四編

資料編



熊谷の桜マップ

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| 1 熊谷桜堤 | 7 別府沼公園 | 13 立正大学 |
| 2 万平公園 | 8 根岸家長屋門 | 14 道の駅めぬま |
| 3 中央公園 | 9 桜リバーサイドパーク | 15 妻沼運動公園 |
| 4 石上寺 | 10 駒形公園 | 16 さくら公園 |
| 5 熊谷さくら運動公園 | 11 江南清掃センター付近 | 17 妻沼聖天山 |
| 6 熊谷スポーツ文化公園 | 12 小江川「千本桜」 | 18 荻野吟子記念館 |



序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第一章

第二章

第三章

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

▼政策6 快適で暮らしやすいまち

資料編

第四編

施策 6



上下水道を整備し、適切な維持管理をする

前期基本計画での取組状況

上水道については、平成 30（2018）年 3 月に策定した「熊谷市水道事業アセットマネジメント計画」、「熊谷市水道事業ビジョン」、「熊谷市水道事業基本計画」等に基づき、老朽化した施設や管路の更新を進めるとともに、妻沼給水区で浄水場の統合を行いました。

下水道については、令和 3（2021）年 3 月に「熊谷市公共下水道事業経営戦略」を策定し、事業計画区域の拡大とともに、快適な生活環境の実現に向けて整備を進めています。

また、「熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全の観点から老朽化した管渠やマンホール蓋、ポンプ場施設等、施設の改修や更新を進めました。

さらに、水道事業を将来にわたり安定的に経営していくため、適正料金への見直しを行うとともに、下水道事業への公営企業会計導入による経営状況の「見える化」、組織改編による機能的な業務体制、窓口業務等の民間委託拡大、水道料金・下水道使用料のキャッシュレス決済導入等により、効率化と利便性向上を図りました。

現状

上水道は、令和元（2019）年度から「熊谷市水道事業基本計画」の第 8 期整備事業が始まり、施設や管路の整備を進めていますが、開設当時に整備した施設や管路が、老朽化により順次更新時期を迎えています。

公共下水道による汚水処理は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、河川等の水質保全に寄与するものであり、荒川左岸側の市街化区域で約 76%の整備が終了しています。

人口減少社会の到来、節水意識の高まりや節水型機器の普及により、水需要の伸びを期待することは難しい状況であり、水道料金・下水道使用料の収入額は、減少傾向にあります。



〔水道管布設〕



課題

上水道においては、漏水や濁り水の原因となる老朽管の更新、また、地震等の大規模自然災害発生時における施設機能の確保が重要ですが、更新や耐震化に要する整備費用の増加が課題となっています。

このため、安全でおいしい水を持続的に安定供給できるよう、投資と財源の均衡を保った事業運営が必要です。

下水道は、快適で衛生的な住環境の形成や公共用水域の水質保全に大きな役割を果たす施設であり、未普及地域の早期解消に向けた整備拡大、老朽化した施設の機能保全、これらの推進に伴う財源確保が課題となっています。

また、令和5（2023）年4月から地方公営企業法を適用し、下水道事業に統合する農業集落排水事業については、施設の長寿命化や再編とともに、経営基盤の強化が課題となっています。

基本方針

上水道は、安全でおいしい水の安定供給を維持するため、経営基盤の強化と効率的な事業運営を推進し、施設の計画的な維持管理と管路の更新に努めます。

下水道は、快適な生活環境の実現のため、着実な整備や効率的な維持管理を推進します。また、人口減少や老朽化施設の増加に備え、持続可能な下水道事業の安定的運営に努めます。

令和5（2023）年4月から、下水道事業に統合する農業集落排水事業については、施設の適正な維持管理を推進し、健全で効率的な事業運営に努めます。

市民生活に直結するライフラインとして、災害の影響を最低限にとどめられるよう、水道の耐震化やバックアップ機能の整備、下水道施設の更新を進めます。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値 (令和5年3月)	現状値 (基準値)	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
水道水に満足している市民の割合	63.2%	65.0%	60.1% (令和4年8月)	70.0% (70.0%)
水道水の有収率	89.0%	90.0%	88.6% (令和4年3月)	91.0% (91.0%)
下水道の整備面積	1,787ha	1,867ha	1,885ha (令和4年3月)	1,989ha (1,916ha)



施策の体系

上下水道を整備し、適切な維持管理をする

- 1 安全でおいしい水を安定供給する
- 2 下水道を計画的に整備する
- 3 下水道施設を効率的に維持管理する
- 4 経営基盤の安定化を図る
- 5 農業集落排水施設を計画的かつ効率的に維持管理する

単位施策1 安全でおいしい水を安定供給する

単位施策の概要

「熊谷市水道事業ビジョン」や「熊谷市水道事業基本計画」に基づき、施設の計画的な維持管理とともに、管路の更新と耐震化を進めるほか、基幹連絡管の整備によるバックアップ機能を構築します。

また、水道法等に基づく水質管理を徹底します。

主な取組

- ・老朽化した施設・設備の更新
- ・水道施設や管路の耐震化の推進
- ・基幹連絡管の整備によるバックアップ機能の構築
- ・水質基準や水質管理目標設定項目等に基づく水質検査の実施

単位施策2 下水道を計画的に整備する

単位施策の概要

快適な生活環境を拡充するため、公共下水道を計画的に整備します。

主な取組

- ・公共下水道の整備

単位施策3 下水道施設を効率的に維持管理する

単位施策の概要

下水道施設の調査・点検を行い、計画的で効率的な維持管理と改築等を推進します。

主な取組

- ・老朽化した下水道管渠や処理場、ポンプ場等の改築



単位施策4 経営基盤の安定化を図る

単位施策の概要

「熊谷市水道事業経営戦略」及び「熊谷市公共下水道事業経営戦略」をロードマップに、適正な水道料金及び下水道使用料を設定するため、適宜見直しを検討し、経営基盤の安定化を図ります。

主な取組

- ・投資と財源の均衡を保った健全な財政運営の推進
- ・業務見直しによる事務の効率化及びサービスの向上

単位施策5 農業集落排水施設を計画的かつ効率的に維持管理する

単位施策の概要

農業用排水の水質保全のため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。また、「熊谷市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき市内17施設の計画的な補修・更新を行うとともに、施設の統合・再編を視野に入れ、費用の平準化、トータルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化等の機能保全対策を実施します。

主な取組

- ・^{きよ}管渠や処理施設等の効率的な維持管理
- ・施設の長寿命化と統合・再編を含めた計画的な維持管理

序

第一編

基本構想

第二編

後期基本計画

第三編

第三章 後期基本計画各論

第一章

第二章

第三章

▼政策6 快適で暮らしやすいまち

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

政策8

資料編

第四編